

週休2日工事の実施について<概要>

留 萌 市

1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

2. 週休2日とは

本工事における「週休2日」とは、工期内（通期）や全ての月（月単位）において、4週8休以上の現場閉所や技術者、技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行うことをいう。

3. 適用時期

令和8年（2026年）4月以降に入札を行うものから適用

4. 対象工事

市が発注する建設工事

（災害復旧工事や緊急対応工事、維持工事のほか施行時期又は工期末に制限のある工事等は除く）

5. 経費の補正

・当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで発注し、受注者が月単位の週休2日による施工を希望しない場合又は現場閉所の達成状況の結果、月単位の週休2日に満たない場合は通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日が達成できない場合は、補正係数を乗じないものとして、減額的设计変更を行う。

・市場単価等についても月単位及び通期の週休2日の補正対象とする。（労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。）

土木工事の補正係数

	現場の閉所状況	
	通期 週休2日	月単位 週2日
労務費	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.03
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

管轄工事の補正係数

現場閉所の状況	通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上
	労務費	1.02

※いずれも市場単価等補正係数は、別に係数一覧を定める。

工事実施の流れ

公告 段階

・入札公告文および特記仕様書に「週休2日工事」であることを明記する。
・当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じ発注する。

契約後

・受注者は「月単位の週休2日」の施工を行う希望がある場合、工事着手前にその旨の協議を行う。
・計画工程表(休日取得計画)を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

工事 施行 段階

・週休2日の実施状況を確認し、月単位の週休2日及び通期の週休2日の状況を確認するとともに、その状況に応じて設計変更する。

完成後

・工事監督員は、休日の取得状況を確認し、工事施行成績評定において適切に評価を行う。
・受注者(下請業者含む)はアンケート調査に協力する。